

高知市町内会活動活性化事業費補助金交付要綱

高知市町内会連合会

(趣旨)

高知市町内会連合会（以下「連合会」という。）が、高知市町内会活動活性化事業費補助金を一括して受け入れることにともない、地区町内会連合会（以下「地区連」という。）及び単位町内会の補助金申請等の事務手続きに関して必要な事項を定めるものとする。尚、総称を『ハッピータウン事業』とする。

(補助対象事業)

住民の総意に基づく住みよいまちづくり運動を推進し、住民福祉の増進を図るため実施する事業（以下「補助対象事業」という。）のうち、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

(1) 次のいずれかに該当する活動を実施する事業（以下「活動事業」という。）

- ア 全市的な市民活動の推進に関する活動
- イ 人材育成等の連合会の組織力の強化に関する活動
- ウ 情報交換及び広報に関する活動
- エ 町内会等への加入促進に関する活動
- オ 地区連及び単位町内会等の行う活動の支援に関する活動
- カ 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める活動

2 前項の規定にかかわらず、当該事業が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助対象事業としない。

- (1) 高知市又は他の公共団体等が行う財政的支援を受けているもの又は受けようとしているものの対象であるもの
- (2) 特定の個人や団体等の利益のために実施するもの又は生じた利益、残余財産等を構成員等に分配するもの
- (3) 当該事業の主たる効果が市外で生じるもの
- (4) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、又は信者を教化育成することを目的とするもの
- (5) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを目的とするもの
- (6) 特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職をいう。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とするもの
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当でないと認めるもの

(補助対象経費)

補助金の交付の対象となる経費は、別表に定める経費とする。

(補助申請)

補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付申請書（様式第1号）に関係書類を添えて、原則地区町内会連合会が一括まとめ申請しなければならない。

(補助金の交付決定)

連合会は申請書の提出があったときは、その内容を審査し、高知市補助金額の範囲内で、交付の可否を活動活性化事業費補助金は役員会において決定し補助金交付決定通知書（様式第2号）にて通知する。

(補助金の概算払)

補助事業について必要があると認めるときは、補助金の概算払(様式第3号)をすることができる。

(変更及び取り下げ)

変更が生じた時および交付申請を取り下げる時は速やかに連合会に届けること。

(実績報告)

補助事業が完了したときは、当該完了の日から起算して30日を経過する日の翌日又は補助金の交付決定の日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに、実績報告書(様式第4号)に関係書類を添えて連合会に報告しなければならない。

(その他)

この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、連合会が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年6月12日に制定し、令和4年4月1日から施行する。

この要綱は、令和5年6月11日に一部改定し、令和5年4月1日から施行する。

別表

区分	補助対象経費	補助対象外経費
活動事業	(1) 謝礼金等 (2) 旅費交通費 (3) 消耗品費 (4) 印刷製本費 (5) 通信費 (6) 手数料 (7) 保険料 (8) 委託料 (9) 使用料賃借料 (10) 備品購入費 (11) 備品の修理費 (12) 負担金分担金 (13) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの	(1) 見舞金、慶弔費、贈答等の交際費 (2) 商品券、記念品、景品、賞品等の購入に要する費用 (3) アルコール類の購入又は飲食を主たる目的とした会合等の飲食に要する費用 (4) 事業全体を委託する場合の委託料 (5) 土地、家屋等の不動産の取得、造成、修理、修繕、補償及び保険に要する費用 (6) 領収書等により支払いを明確に確認することができない費用 (7) 補助事業の実施に直接関係のないものに要する費用 (8) 地区町内会連合会及び町内会等の運営に係る費用 (9) 前各号に掲げるもののほか、市長が社会通念上適当でないとして認める費用
運営事業		